

徳島県高等学校 工業学会推進事業表彰規定

1. 優秀生徒表彰規定

(目的)

第1条 高等学校工業教育振興の重要性にかんがみ、工業科で学ぶ生徒の中で特に優れた者を表彰することにより、生徒の学習意欲を喚起し、資質の向上を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 1. 次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。

(1)ア 学業成績が優秀で、人物性行に優れ他の模範となる者。

イ 困難な環境の中でよく努力し、学業および技能の進歩向上の跡が著しく他の模範となる者。

(2)ア 在学中に各種資格検定試験等に合格した者で、別表の条件を満たした者。

ただし、学校長が特に必要と認める場合には、卒業学年のホームルーム数以内で推薦することができる。

イ 発明・改良・新案に関して顕著な業績のあった者。

ウ 公的な団体が主催するコンクール等で顕著な成績を納めた者。

2. 被表彰者は(1)については、原則として卒業学年を除き、学年のホームルーム数とする。

ただし、学科再編等の実情に応じてその都度審議し決定する。

(2)については、卒業学年を含み、被表彰者は制限しない。

(選考方法)

第3条 被表彰者は各学校で選考し、学校長が学会長に推薦する。

(表彰の日)

第4条 第2条(1)については、学年末に表彰するものとする。

(2)については、卒業時に表彰するものとする。

(別表の改正)

第5条 別表の追加・削除・改正については、理事会の審議を経て変更することができる。

付 則

- 1.この規定は昭和57年度から施行する。
- 2.この規定は昭和58年10月24日から改正する。
- 3.この規定は昭和63年10月24日から改正する。
- 4.この規定は平成8年8月22日から改正する。
- 5.この規定は平成10年8月24日から改正する。
- 6.この規定は平成13年8月24日から改正する。

7.この規定は平成13年8月27日から改正する。

8.この規定は平成14年8月27日から改正する。

9.この規定は平成25年8月27日から改正する。

2. 製図コンクール表彰規定

(目的)

第1条 工業の専門課程における製図科目の重要性にかんがみ、工業学会の表彰によって生徒の製図に対する関心と学習意欲を喚起し、資質の向上を図ることを目的とする。

(審査)

第2条 次に該当する作品について審査する。

(1) 専門製図学習の初年度の作品とする。

(2) 応募作品は各校小学科別のホームルームごとに3点までとし、スキルアップ委員会に提出し審査する。

ただし、学科再編等の実情に応じてその都度審議し決定する。

(3) 審査は5系(機械、電気、土木、建築、工芸)ごとに最優秀作品を計10点以内(機械系最大3点、電気系最大3点、建築系最大2点)を選定する。

(表彰)

第3条 作品の表彰は各系ごとに次のとおりとし、妥当な作品を表彰する。

(1) 最優秀賞、優秀賞、奨励賞の各賞とする。

(2) 最優秀賞には賞状、賞品を贈り、優秀賞及び奨励賞には賞状を贈る。

(表彰日)

第4条 毎年学年末に表彰する。

(展示)

第5条 最優秀作品は次年度各校にコピーを配布する。

付 則

- 1.この規定は昭和57年度から施行する。
- 2.この規定は平成2年度から改正する。
- 3.この規定は平成8年度から改正する。
- 4.この規定は平成13年度から改正する。
- 5.この規定は平成17年度から改正する。
- 6.この規定は平成18年度から改正する。
- 7.この規定は平成22年度から改正する。
- 8.この規定は平成24年度から改正する。
- 9.この規定は平成25年度から改正する。
- 10.この規定は平成27年度から改正する。
- 11.この規定は平成28年度から改正する。
- 12.この規定は平成29年度から改正する。
- 13.この規定は平成30年度から改正する。
- 14.この規定は令和5年度から改正する。